

秋田県 感染症対策について(7月6日札幌セミナー資料)

～受入施設・宿泊施設側で独自のガイドラインを作成～

なまはげ館・男鹿真山伝承館

新型コロナウイルス感染予防対応

2020年7月

- 館内空調設備等維持・出入口および閉鎖可能な待機階段、館内展示コーナー・売店へ空気清浄機を設置し、営業時間中常運転(5台) ※1
- 展示スペース(タチバナホール、トリア 映画鑑賞時の椅子およびトイレ、自動販売機等のお客様おられる機会が多い部分等の定期的な消毒の実施
- 館内各所(出入口、館内展示コーナー-2台所、トイレ-売店コーナー-)への手洗い消毒液の設置 ※2

- なまはげ受入コーナーの代止(代客の記念撮影コーナーをご利用)
- 受付売店コーナーレジへのビニールカーテンの取り付け
- なまはげ売店ホール(映画鑑賞)の椅子を前後左右間隔を付けて配置
- 入館および売店コーナーでの混雑時入場制限の実施 ※3
- 入館受付および売店レジでも並列したく際の待機場所の標示

- 職員の出社時の検温の実施(検温時37.5℃以上または体調不良の場合の出社停止)
- 職員のマスク着用、手洗い、うがい、手指消毒の徹底(手洗いは1時間ごと)

男鹿真山伝承館
 ※1: 定期的な点検の実施 ※2: 出入口への手洗い消毒液の設置 ※3: 1回につき約50名以上入館時は実施(予約100名)

ご来館のお客様へお願い

- 入館前に検温や体調チェックで検温させていただきます。
- 入館時に検温結果や体調で検温させていただきます。
- 館内検温設備が観音から、マスクまたは口拭き巾着の着用についてご入館ください。
- 手洗い、またはアルコール消毒液でのこまめな手洗い消毒にご協力ください。
- 館内で1日他のお客様と十分な間隔(1m以上)をとってご覧ください。

【団体のお客様へ】事前に必要であれば非接触体温計の貸出対応も可能です

農泊の団体受け入れにおける

新型コロナウイルス対応ガイドライン

(第1版)

「農泊の団体受け入れにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」

目 次

- I. はじめに P.1
- II. 具体的な対策検討にあたっての考え方 P.2
- III. 具体的な感染防止策
 - 1. 清掃・消毒に関する留意事項 P.2
 - 2. 施設において留意すべき基本原則と各エリア・機能の留意事項 P.4
 - 3. 農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点 P.4
 - 4. 営業継続、休館メニュー実施時の留意点 P.6
 - 5. 宿泊客の感染疑いの際の対応 P.7
 - 6. 旅行会社等、送り手に向けた確認・連絡事項 P.8

I. はじめに
 当協会では市内観光施設や宿泊施設と協力しながら農泊をすすめており、システムアップに向けて受け入れが可能なホテルを確保し、展開してきました。しかしながら、今回の新型コロナウイルスが新たな脅威として出現したため、今後は「新たな注意」を怠らなければならないことが必要となりました。他業の方々も、今後の農泊の受け入れに向けて万全を期して取り組む必要があります。そこで、一般社団法人日本ファームステイ協会や、株式会社太郎園ツーリズムから協力を頂きながら、「農泊の団体受け入れにおける対応ガイドライン」を作成しました。
 本ガイドラインは、教育旅行だけでなく、協議会を通して受け入れを行う団体にも対応出来るもので「そのため、本文中で「団体受け入れ」も含めて「お客様」と記載しています。また、現時点において必要と見られる対策を提示したものであり、今後とも最新の新型コロナウイルスの予防に関する専門家の知見、宿泊客の反応、事業者側の受け入れ態勢を踏まえて必要な変更・追加を行う必要があると考えています。
 皆さんの取り組んでこられた安全対策や、お客様のために丁寧に付添ってきた農泊の歴史も、今後ともしっかりと行うことから感染対策は続きます。
 このガイドラインは、協会のホームページに掲載できると同時に、必要に応じて印刷し、本ガイドラインを積極的に活用していきたいとします。

一般社団法人 仙北市農山村体験推進協議会

令和2年8月12日

II. 具体的な対策検討にあたっての考え方
 1. 作務のために必要とした一般社団法人日本ファームステイ協会制作の「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」(以下「ガイドライン」)の作成を目的としたポイントとは以下のとおりであり、本ガイドラインでも特に留意すべき事項を提示しました。

- ① 清掃・消毒の頻度を増やす必要を考慮して取り組むこと。
- ② 主な感染経路である接触感染と、飛沫感染のそれぞれについて家族やお客様等の動線(移動経路)を考慮し、上記2点に合わせた感染防止策を講ずること。
- ③ 接触感染防止対策(消毒液、アルコール、検温)を実施する際には「科学的根拠に基づいた感染防止策」を優先し、検温や消毒液の配布は「補助的な対策」として実施すること。
- ④ 検温の頻度を増やす必要を考慮し、上記2点の対策を講ずること。
- ⑤ 感染防止策による受け入れ停止のリスクを考慮し、可能な限り営業を継続すること。

III. 具体的な感染防止対策

1. 清掃・消毒に関する留意事項
 「施設型」「滞在型」また、「滞在型の宿泊の形態」に限らず、受け入れの態勢(基本型)に以下の清掃・消毒の仕方を実施します。

- ① 受け入れが外注して留意すべき事項
 - 清掃の頻度を増やす。清掃の回数や清掃の範囲(廊下、トイレ等)を把握し、清掃と消毒を実施する。
 - 清掃を行う際には、近所の方向性にお客様の動線(滞在型、滞在型)を考慮し、受け入れの態勢(基本型)を考慮し、必要に応じて消毒の頻度を増やす。
 - 清掃を行う際には、近所の方向性にお客様の動線(滞在型、滞在型)を考慮し、受け入れの態勢(基本型)を考慮し、必要に応じて消毒の頻度を増やす。

- ② お客様の受け入れ
 - 接客時や滞在時、必要に応じて検温を実施し、定期的に検温します。
 - 接客時や滞在時、必要に応じて検温を実施し、定期的に検温します。
 - 接客時や滞在時、必要に応じて検温を実施し、定期的に検温します。

※ 上記の対策は、必要に応じて実施することです。

～1校1館貸切・ワンフロア貸切対応～

- 宿泊施設では「まるごと貸切」や「ワンフロア貸切」を実施

※受入人数、宿泊施設によります。

- 体験施設では、入館時間をずらすことで貸切対応が可能
- 体験施設では、コロナ禍でも実施できる新プログラムを用意し柔軟に対応

密にならない秋田県で、安心の教育旅行をご案内します